



県 章

# 滋賀県公報

平成 21 年（2009 年）  
4 月 24 日  
号 外 （ 2 ）  
金 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

## 目 次

### ○ 監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告..... 1

## 監 査 委 員 公 告

### 監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した平成20年度を対象年度とする定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成 21 年 4 月 24 日

滋賀県監査委員	森	茂	樹
〃	柗	勝	次
〃	平	居	新 司 郎
〃	宮	村	統 雄

### 監査の結果に関する報告

#### 1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
琵琶湖環境科学研究センター	平成 21 年 4 月 9 日
琵琶湖博物館	平成 21 年 4 月 9 日
衛生科学センター	平成 21 年 4 月 14 日
工業技術総合センター	平成 21 年 4 月 14 日
病虫害防除所	平成 21 年 4 月 15 日
農業技術振興センター	平成 21 年 4 月 15 日
畜産技術振興センター	平成 21 年 4 月 13 日
水産試験場	平成 21 年 4 月 13 日

#### 2 監査の結果

##### (1) 指摘事項

###### 畜産技術振興センター

平成 20 年度および平成 21 年度警備業務委託にかかる入札において、最低入札価格が予定価格を上回り、本来、入札不調として取り扱うべきところ最低価格入札者に落札決定し、その後、最低価格入札者の入札額を予定価格以内となるよう変更させて契約を締結している不適正な事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

##### (2) 指導事項

指摘には至らないものの、注意を要するものとして指導した事項は次のとおりである。

###### (7) 収入関係（3件）

- ・使用料等について収入未済の解消を求めるもの（工業技術総合センター、水産試験場）
- ・調定額を誤っているもの（農業技術振興センター）

## (イ) 支出関係（2 件）

- ・ 諸手当の支給を誤っているもの（琵琶湖環境科学研究センター、工業技術総合センター）

## (ロ) 契約関係（1 件）

- ・ 随意契約の事務処理が適正でないもの（琵琶湖博物館）

(3) 上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導すべき事項は認められなかった。

## 3 意見

平成 21 年 4 月 9 日から平成 21 年 4 月 15 日までに実施した 8 機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

## (1) 試験研究事業費の確保に向けた歳入の拡充について（工業技術総合センター、農業技術振興センター、畜産技術振興センター、水産試験場）

工業技術総合センター、農業技術振興センター、畜産技術振興センターおよび水産試験場では、公設試験研究機関として、農水産業・商工業・サービス業等の産業振興を図るため、試験研究成果の活用や関連情報の提供、施設の利用、試験研究機器の貸与などを通じ、産業振興の支援に取り組んでいる。

近年の厳しい財政状況の中、これらの試験研究や機器整備に係る事業費の確保が年々困難となっており、今後とも本県産業振興の支援を推進するためには、事業費の財源となる歳入の拡充に向けたより一層の取り組みが必要である。

各研究機関においては、これまでの試験研究を通して培った知識・技術や所有する施設・設備をはじめ、あらゆる経営資源を有効に活用し、自主的な歳入の拡充を図るよう努められたい。